

令和6年1月から

産前産後期間相当分（4か月分）の 国民健康保険税が免除されます

※国民年金の第1号被保険者の方の国民年金保険料も同様の免除制度があります（別途届出が必要です）

対象となる方

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。

国民健康保険税の免除期間

- 単胎妊娠の場合：出産予定月（又は出産月）の前月から4か月分
- 多胎妊娠の場合：出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月分



■ …対象期間

その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、産前産後期間*相当分が免除されます。

※出産予定月（又は出産月）の前月（多胎の場合は3か月前）から出産予定月（又は出産月）の翌々月

≡ 届出をお願いします ≡

- 免除を受けるためには、原則として市に届け出る必要があります。
母子健康手帳などで事実の確認を行います。届出がない場合、出生届などで必要な事実が確認できれば市が職権で免除することはできますが、市で確認できない場合は免除されないため、忘れずに届出をお願いします。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。



届出に必要な書類

① 届出書 ② 母子健康手帳

届出書は伊勢崎市ホームページからもダウンロードができます。郵送による届出も可能です。
窓口の場合、来庁者の本人確認書類（運転免許証など）と世帯主および出産する（した）方のマイナンバーが分かるものをお持ちください。

※母子健康手帳がない場合、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要となる場合があります。

届出・お問い合わせ先

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地

伊勢崎市役所 国民健康保険課 賦課係

☎ 0270-27-2736 ✉ mail:kokuho@city.isesaki.lg.jp

※各支所の市民サービス課でも届出できます。